

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

花巻市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

岩手県花巻市長

公表日

令和5年1月26日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	<p>○市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム)を都道府県と共同で構築している。</p> <p>○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写しの交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下、「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪他の行政機関等からの照会に対する住民票情報の提供 <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」にかかる事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の委任が認められている。そのため、当該事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ②の届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	住民基本台帳システム
②システムの機能	<p>1 住民票の記載 転入、出生、帰化、国籍取得、国籍喪失、在留資格取得等により住民基本台帳に新たに住民を記録(住民票を作成)する。</p> <p>2 住民票の修正 住民票に記載されている事項に変更があったときに、記載を修正する。</p> <p>3 住民票の消除 転出、死亡、帰化、国籍取得、国籍喪失等により住民基本台帳から住民に関する記録を消除(住民票を除票)する。</p> <p>4 住民票の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記録(住民票)を照会する。</p> <p>5 証明書・通知書の発行 住民票、住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する。</p> <p>6 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携 住民票の記載等に応じた住民基本台帳ネットワークシステムとの連携を行う。</p> <p>7 法務省情報連携端末との連携 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う。</p> <p>8 都道府県報告資料(統計関係)や閲覧資料の作成 異動集計表や、人口統計用の集計表、閲覧台帳を作成する。</p> <p>9 戸籍情報システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ附票情報等を連携する。</p> <p>10 住民票関係情報の提供 情報提供ネットワークシステムを通じ法令に基づく住民票関係情報を提供する。</p> <p>11 個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行管理 個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付状況を管理する。</p> <p>12 個別記載事項情報の管理 住民票個別記載事項項目となる、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の資格情報、児童手当の支給に関する情報を管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (住宅使用料、収納管理、滞納管理、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、国民年金、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て、外国人登録、印鑑登録、選挙管理、学齢簿、総合窓口支援、高額療養、健康管理、障害者福祉、サービス検索・電子申請機能)</p>

システム2	
①システムの名称	<p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバー(以下、「市町村CS」という。)において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。</p>
②システムの機能	<p>1 本人確認情報の確認 住民基本台帳システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。</p> <p>2 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下、「交付申請書」という。))等を送付するため、住民基本台帳システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム3	
①システムの名称	<p>中間サーバコネクタ</p>
②システムの機能	<p>1 団体内統合宛番号管理機能 団体内統合宛番号の付番を行う。 団体内統合宛番号と既存業務システムの宛番号とを紐付けて管理する。</p> <p>2 宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛番号に紐付けて管理する。</p> <p>3 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム4

①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>1 符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続 中間サーバーと既存システム、中間サーバーコネクタ及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

システム5

①システムの名称	サービス検索・電子申請機能								
②システムの機能	<p>1 住民向け機能 自ら受けることのできるサービスをオンラインで検索及び申請ができる。</p> <p>2 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

3. 特定個人情報ファイル名	
①住民基本台帳ファイル ②本人確認情報ファイル ③送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第7条（指定及び通知） 第16条（本人確認の措置） 第17条（個人番号カードの交付等）</p> <p>②住民基本台帳法（平成25年5月31日法律第28号施行時点） 第5条（住民基本台帳の備付け） 第6条（住民基本台帳の作成） 第7条（住民票の記載事項） 第8条（住民票の記載等） 第12条（本人等の請求による住民票の写し等の交付） 第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例） 第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） 第22条（転入届） 第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） 第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） 第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） 第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ○情報提供にかかる項 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項【1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120】 ○情報照会を行わない</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ○情報提供にかかる条【1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49、49条の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の2の2、59条の3】</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民登録課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「消除者」という。)を含む)
その必要性	住民に関する記録を正確かつ統一的去行い、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理を行うため、区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (戸籍に関する情報、外国籍住民に関する情報)
その妥当性	○個人番号、4情報、その他住民票関係情報については、住基法第7条各号で定められた項目であり、住民票への記載が必要な情報である。 ○その他識別情報(内部番号)については、庁内のシステム連携において必要であるため。 ○業務関係情報については、住民異動に伴う他の行政手続きの案内を行うため、必要となる情報である。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月1日
⑥事務担当部署	市民生活部市民登録課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)								
③使用目的 ※	住民基本台帳の更新、住民の居住関係の公証、その他住民に関する事務の実施								
④使用の主体	使用部署	市民生活部市民登録課、大迫・石鳥谷・東和各総合支所市民サービス課							
	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<input type="checkbox"/> 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。 <input type="checkbox"/> 住民からの転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出等を受け、住民票の記載、削除又は記載の修正を行い、住所地の変更を伴う場合は本籍地市町村に対して通知を行う。 <input type="checkbox"/> 住民票の記載事項に変更があった際に都道府県知事に対して通知を行う。 <input type="checkbox"/> 転入届に基づき住民票の記載をした際に転出元市町村に対して通知を行う。 <input type="checkbox"/> 本人、同一の世帯に属する者又は第三者の請求による住民票の写し等の交付を行う。 <input type="checkbox"/> 出生届、海外からの転入(個人番号未指定の場合)等における個人番号未指定者に対して、機構へ住民票コードを通知し、個人番号を取得する。 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳情報の庁内連携や、他団体からの情報照会時に住民票関係情報の提供を行う。								
	情報の突合	<input type="checkbox"/> 住民からの転入届等を受けて、転出先の市町村から転出証明書情報を受領し、転入届情報と突合を行い、転入情報の確認を行う。 <input type="checkbox"/> 機構から受領した住民票コードと個人番号を住民基本台帳の住民票コードと突合し、個人番号を記載する。 <input type="checkbox"/> 市町村CSから本人確認情報、転入通知等を受領し、住民基本台帳情報と突合する。							
⑥使用開始日	平成27年6月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1		
住民基本台帳システムの運用・保守		
①委託内容	住民基本台帳システムの運用・保守を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社岩手支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託については、原則として禁止としているが、やむを得ず再委託する必要がある場合は、本契約書の特定個人情報の取扱いに関する特記事項において、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策、再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を委託元に申請し、その承認を得なければならないこととしている。また、委託先は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託元に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとし、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならないほか、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、委託元の求めに応じて、管理・監督の状況を適宜報告しなければならないことを定め、委託元が自ら果たすべき特定個人情報の適切な安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における承認手続きを経た後に承認することとしている。
	⑥再委託事項	住民基本台帳システムの運用・保守業務に係る技術的実務を委託
委託事項2		
帳票印刷		
①委託内容	閲覧用住民リストを出力する。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	一般社団法人花巻地域農業管理センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
バックアップデータの保管		
①委託内容	バックアップデータの保管を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	一般社団法人花巻地域農業管理センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (60) 件 [<input checked="" type="radio"/>] 移転を行っている (26) 件 [] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の1の項
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第五条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第五条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の4の項
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の6の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第五条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の8の項
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録, 里親の認定又は障害児入所給付費, 高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第五条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の9の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の11の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の16の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の18の項
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の20の項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の21の項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の23の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の30の項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の31の項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先17	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の34の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の35の項
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の37の項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の38の項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	健康福祉部地域福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8の項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [1万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2	健康福祉部地域福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の9の項
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [1万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先3	健康福祉部健康づくり課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項	
②移転先における用途	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先4	健康福祉部障がい福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の12の項	
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先5	健康福祉部地域福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [1万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先6	財務部市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業贈与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先7	財務部資産税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業贈与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先8	財務部収納課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業贈与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先9	建設部建築住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19の項
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先10	健康福祉部国保医療課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先11	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の34の項
②移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先12	健康福祉部地域福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の37の項
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先13	健康福祉部長寿福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の41の項
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先14	健康福祉部地域福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の45の項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先15	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の47の項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先16	健康福祉部健康づくり課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項
②移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先17	健康福祉部地域福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56の項
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先18	健康福祉部国保医療課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先19	財務部収納課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <ul style="list-style-type: none"> ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先20	健康福祉部地域福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の63の項
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <ul style="list-style-type: none"> ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

6. 特定個人情報の保管・消去	
<p>保管場所 ※</p>	<p>＜花巻市の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ICカードでの認証による入退室管理及び記録を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、入退室に際しては情報システムの導入及び保守に必要な場合を除き、業務に必要な情報システムや私物の機器を部屋に持ち込んで서는ならないこととしている。 ○サーバーへのアクセスは生体認証、ユーザーIDによる認証を必要としている。 ○特定個人情報の滅失防止のため、適宜バックアップを行っている。バックアップデータはCS端末から離れた場所で遠隔地保管を行っている。 ○機器の廃棄時には磁気データ消去又は物理破壊を行っている。 ○サーバー設置場所のある建物を耐震化し、さらに長時間の停電に対応できるように自家発電装置を敷設している。(落雷等短時間の停電には、無停電電源装置等を敷設し対応している。 ○取扱区域においては、防犯カメラ及び警備会社と接続している防犯ブザーを設置して24時間監視しているほか、保管キャビネットの施錠及び鍵保管庫の施錠をしている。 ○一定時間使用がないと再度生体認証が必要となる認証方法としている。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月1日
⑥事務担当部署	市民生活部市民登録課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳システム)	
③使用目的 ※	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
④使用の主体	使用部署	市民生活部市民登録課、大迫・石鳥谷・東和各総合支所市民サービス課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<p>○住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、住民基本台帳システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(住民基本台帳システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバー)。</p> <p>○住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。</p> <p>○4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</p> <p>○本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバー)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバー)と整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバー/全国サーバー)。</p>
	情報の突合	<p>○本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</p> <p>○個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</p>
⑥使用開始日	平成27年6月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの運用・保守	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)の運用・保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社岩手支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託については、原則として禁止としているが、やむを得ず再委託する必要がある場合は、本契約書の特定個人情報の取扱いに関する特記事項において、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策、再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を委託元に申請し、その承認を得なければならないこととしている。また、委託先は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託元に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとし、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならないほか、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、委託元の求めに応じて、管理・監督の状況を適宜報告しなければならないことを定め、委託元が自ら果たすべき特定個人情報の適切な安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における承認手続きを経た後に承認することとしている。
	⑥再委託事項	住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)の運用・保守業務に係る技術的実務を委託
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (2) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	都道府県	
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)	
②提供先における用途	○市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ○都道府県の執行機関に対し本人確認情報を提供する。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時	

提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民(削除者を含む。)
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	○ICカードでの認証による入退室管理及び記録を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、入退室に際しては情報システムの導入及び保守に必要な場合を除き、業務に必要な情報システムや私物の機器を部屋に持ち込んで서는ならないこととしている。 ○サーバーへのアクセスは生体認証、IDによる認証が必要としている。 ○特定個人情報の滅失防止のため、適宜バックアップを行っている。バックアップデータについては、CS端末から離れた場所に保管している。 ○機器の廃棄時には磁気データ消去又は物理破壊を行っている。 ○サーバー設置場所のある建物を耐震化し、さらに長時間の停電に対応できるように自家発電装置を敷設している。(落雷等短時間の停電には、無停電電源装置等を敷設し対応している。 ○取扱区域においては、防犯カメラ及び警備会社と接続している防犯ブザーを設置して24時間監視しているほか、保管キャビネットの施錠及び鍵保管庫の施錠をしている。 ○一定時間使用がないと再度生体認証とIDが必要となる認証方法としている。
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3 送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
その必要性	番号法第7条第1項に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、同法第17条第1項により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (通知カード及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	<p><input type="checkbox"/> 個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</p> <p><input type="checkbox"/> その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、法令に基づき通知カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	市民生活部市民登録課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳システム)	
③使用目的 ※	法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
④使用の主体	使用部署	市民生活部市民登録課、大迫・石鳥谷・東和各総合支所市民サービス課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する。</p> <p>住民基本台帳システム → 市町村CS又は電子記録媒体 → 個人番号カード管理システム(機構)</p>	
情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバー)が保有する「機構保存確認情報」との情報の突合を行う。	
⑥使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの運用・保守	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)の運用・保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社岩手支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託については、原則として禁止としているが、やむを得ず再委託する必要がある場合は、本契約書の特定個人情報の取扱いに関する特記事項において、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策、再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を委託元に申請し、その承認を得なければならないこととしている。また、委託先は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託元に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとし、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならないほか、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、委託元の求めに応じて、管理・監督の状況を適宜報告しなければならないことを定め、委託元が自ら果たすべき特定個人情報の適切な安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における承認手続きを経た後に承認することとしている。
	⑥再委託事項	住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)の運用・保守業務に係る技術的実務を委託

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)
②提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同じ
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民(消除者を含む。)
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> ○ICカードでの認証による入退室管理及び記録を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、入退室に際しては情報システムの導入及び保守に必要な場合を除き、業務に必要な情報システムや私物の機器を部屋に持ち込んで서는ならないこととしている。 ○サーバーへのアクセスは生体認証、ユーザーIDによる認証が必要としている。 ○特定個人情報の滅失防止のため、適宜バックアップを行っている。バックアップデータについては、CS端末から離れた場所で保管を行っている。 ○機器の廃棄時には磁気データ消去又は物理破壊を行っている。 ○サーバー設置場所のある建物を耐震化し、さらに長時間の停電に対応できるように自家発電装置を敷設している。(落雷等短時間の停電には、無停電電源装置等を敷設し対応している。 ○取扱区域においては、防犯カメラ及び警備会社と接続している防犯ブザーを設置して24時間監視しているほか、保管キャビネットの施錠及び鍵保管庫の施錠をしている。 ○一定時間使用がないと再度生体認証とIDが必要となる認証方法としている。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1 住民基本台帳ファイル

1. 宛名番号、2. 世帯番号、3. 個人番号、4. 住民票コード、5. カナ氏名、6. 氏名、7. 生年月日、8. 性別、9. 現住所情報、10. 方書、11. 住民となった年月日、12. 住民となった事由、13. 住民となった届出年月日、14. 住民でなくなった年月日、15. 住民でなくなった事由、16. 住民でなくなった届出年月日、17. 住所を定めた年月日、18. 住所を定めた事由、19. 住所を定めた届出年月日、20. 外国人住民となった年月日、21. 外国人住民となった事由、22. 外国人住民となった届出年月日、23. 世帯番号、24. 続柄、25. 世帯主名、26. 本籍地情報、27. 筆頭者、28. 前住所情報、29. 転出予定地情報、30. 転出確定地情報、31. カナアルファベット氏名、32. カナ漢字氏名、33. アルファベット氏名、34. 漢字氏名、35. 通称、36. 国籍・地域コード、37. 在留資格コード、38. 在留期間等年、39. 在留期間等月、40. 在留期間等日、41. 在留期間等の満了の日、42. 特別永住者証明書交付年月日、43. 選挙人名簿資格、44. 国民健康保険資格情報、45. 後期高齢者医療資格情報、46. 介護保険資格情報、47. 国民年金情報、48. 児童手当受給資格情報、49. 異動事由、50. 異動年月日、51. 届出年月日、52. 更新年月日、53. 更新者ID

2 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ

3 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 交付場所名 項目長、17. 交付場所名、18. 交付場所名 外字数、19. 交付場所住所 項目長、20. 交付場所住所、21. 交付場所住所 外字数、22. 交付場所電話番号、23. カード送付場所名 項目長、24. カード送付場所名、25. カード送付場所名 外字数、26. カード送付場所郵便番号、27. カード送付場所住所 項目長、28. カード送付場所住所、29. カード送付場所住所 外字数、30. カード送付場所電話番号、31. 対象となる人数、32. 処理年月日、33. 操作者ID、34. 操作端末ID、35. 印刷区分、36. 住民票コード、37. 氏名 漢字項目長、38. 氏名 漢字、39. 氏名 漢字 外字数、40. 氏名 かな項目長、41. 氏名 かな、42. 郵便番号、43. 住所 項目長、44. 住所、45. 住所 外字数、46. 生年月日、47. 性別、48. 個人番号、49. 第30条の45に規定する区分、50. 在留期間の満了の日、51. 代替文字変換結果、52. 代替文字氏名 項目長、53. 代替文字氏名、54. 代替文字住所 項目長、55. 代替文字住所、56. 代替文字氏名位置情報、57. 代替文字住所位置情報、58. 外字フラグ、59. 外字パターン

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>＜システム及びネットワークの機能により講じている措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバー及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ○個人番号利用事務以外の事務担当者には、個人番号が含まれない画面表示にするなど特定個人情報にアクセスできないよう制御する。 ○住民基本台帳ネットワークシステムを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。 ○住民票の記載等に係る住民基本台帳情報以外を登録できないことを、システム上で担保する。 <p>＜運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○システムの操作権限の設定を行うことで、業務に関係のない情報へのアクセスを遮断する。 ○住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において、届出・申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を証明書等交付申請本人確認事務取扱要領に基づき厳格に行うとともに、届出・申請内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の入手を防止する。 ○法務省からの通知は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。 ○届出・申請等の様式において届出・申請等を行う者が記載する部分は、住民基本台帳事務処理要領に掲載の参考様式をもとに、住民基本台帳業務に必要な項目のみに限っている。 <p>（本人または代理人からの入手）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙面で入手する場合、届出・申請内容について、対象者に係る業務上必要な情報であること及び対象者以外の情報ではないことを複数人で確認する。 ・入手が郵送となる場合、封筒のあて先と内容が一致するか必ず確認する。 <p>（行政機関、独立行政法人等からの入手）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙面で入手する場合、添付書類との照合等を行う。 ・住民基本台帳ネットワークにより入手する場合、個人毎に、生体認証、照合者IDを設定するなどしてアクセス権限に厳しい制限をかけたうえで入手するとともに、住民基本台帳システム内で持っている住民基本台帳情報と突合を行い、本人の個人番号であることを確認する。 ・紙面で入手する場合は通知内容を複数人により確認する
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>○不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民からの届出・申請情報の入手にあたっては、あらかじめ定められた窓口（職員による受付等）、郵送（書留等）に限定している。 ②住民基本台帳システムは限られた端末でのみ利用可能とし、ユーザID/パスワードにより利用できる職員及び機能を限定する。 <p>○入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置の内容</p> <p>住民からの届出・請求情報の入手にあたっては、法令等により定められた方法により本人確認及び個人番号の真正性確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①他団体からの証明書等の情報の入手にあたっては、住民基本台帳システム内で持っている住民基本台帳情報と突合を行い、本人の個人番号であることを確認する。 ②入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保する。 <p>○入手の際に特定個人情報漏えい紛失するリスクに対する措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民からの届出・請求情報の入手は、限られた窓口・職員のみとする。 ②届出・請求書等の保管場所の施錠管理を徹底している。 	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><システム及びネットワークの機能により講じている措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバー及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ○個人番号利用事務以外の事務担当者には、個人番号が含まれない画面表示にするなど特定個人情報にアクセスできないよう制御する。 ○住民基本台帳システムには、事務に必要なない情報は保有しない。 ○特定個人情報の提供、移転は、法令等に基づいたもの以外は行えないようシステム上で担保する。 <p><運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○システムの操作権限の設定を行うことで、業務に関係のない情報へのアクセスを遮断する。 ○特定個人情報ファイルを業務端末にダウンロードしたり、電子記録媒体に複製する必要がある場合、特定個人情報を取扱う部署の情報セキュリティ責任者は、電磁的記録媒体の使用記録を記録簿に記載するほか、操作状況を記録するとともに一定期間保管を行い、定期的及び必要に応じて出力したうえで、不正な複製がなされていないか確認し、統括情報セキュリティ管理者に結果を報告する。
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p style="margin-left: 100px;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p style="margin-left: 100px;">1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ○システムを使用可能な職員を特定し、業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスできるよう、アクセス権限の制御を行っている。 ○住民基本台帳はユーザーID、パスワードにより、操作者の認証を行う。 ○ユーザーIDのアクセス権限の設定による制御に加えて、端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバー及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ○業務端末にファイルセキュリティシステムを設定し、使用権限を持つ職員のみセキュリティカードを用い、端末を開くことができるようにしている。 ○セキュリティシステムにより、USBメモリ等外部記録媒体の使用をデバイス制御している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○特定個人情報等の利用が適正であるものかを確認するため、特定個人情報を取扱う部署の情報セキュリティ責任者は、定期的及び必要に応じて利用状況等の記録及び保管を行い、その記録について出力するとともに、不正な閲覧や改ざん、窃取などがなにか分析・確認し、統括情報セキュリティ管理者に確認結果を報告する。

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p style="margin-left: 100px;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</p>
-------------	---

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- その他特定個人情報の使用に関する措置
 - ①窓口対応等で離席するときは、端末をログオフにする。
 - ②統合端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。
 - ③本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
-----------------------------	------------------------------------	--

規定の内容	委託業務に係る契約において、以下の内容について記載した「特定個人情報等の取り扱いに関する特記事項」を定め、委託先に対する必要かつ適切な監督を実施している。 ・委託先における特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守 ・委託先の責任体制の整備 ・委託先作業責任者の届出 ・特定個人情報の取扱区域の特定 ・委託先における教育及び研修の実施 ・特定個人情報の秘密保持 ・業務の再委託の禁止又は制限 ・派遣労働者等に対する規程の遵守 ・特定個人情報に対するの各種の安全管理措置の遵守及び管理 ・特定個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止 ・特定個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷その他の事故の防止 ・特定個人情報の複写及び複製の禁止 ・業務終了後の特定個人情報の返還義務又は廃棄義務 ・特定個人情報の取扱い状況に関する定期報告及び緊急時報告 ・委託先及び再委託先に対する監査及び検査の実施 ・事故が発生した場合における報告義務及び被害拡大、再発防止等措置 ・上記に違反した場合の契約の解除及び損害賠償の義務に関する事項
-------	--

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
-----------------------------	---------------------------------------	--

具体的な方法	再委託の条件として、委託先は、再委託先と委託先と同様の義務を負う旨の約諾を取付けるものとし、再委託先に義務違反があった場合は、委託先が自己と同様の責任を負う。
--------	---

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	------------------------------------	--

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び関係法令の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について明確に示し、ルールに基づいた提供・移転のみを行う。	
その他の措置の内容	<p><システム及びネットワークの機能により講じている措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバー及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ○個人番号利用事務以外の事務担当者には、個人番号が含まれない画面表示にするなど特定個人情報にアクセスできないよう制御する。 ○特定個人情報の提供、移転は、法令等に基づいたもの以外は行えないようシステム上で担保する。 ○住基ネットとの連携では、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転がなされないことがシステム上担保されている。 ○システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。 ○住基ネットとの連携では、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転がなされないことがシステム上担保されている。 <p><運用管理規程等に定められた手続きで講じている措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○サーバー室への入室権限及び特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ○媒体を用いて情報を連携する場合には、情報セキュリティ管理者の承認を得たパスワード付の媒体とする。 <p>(本人または代理人への提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙面、郵送で提供する場合、届出・申請内容を複数人で確認する。 ・対象者に係る業務上必要な情報であること及び対象者以外の情報ではないことを複数人で確認する。 <p>(他部署への提供・移転)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムを経由し提供する場合、法令等に基づいたもの以外に行えないようアクセス権限を厳しく設定している。 <p>(行政機関、独立行政法人等への提供・移転)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙面で提供する場合、提供内容を複数人により確認し、対象者に係る業務上必要な情報であること及び対象者以外の情報でないことを確認する。 ・住民基本台帳ネットワークにより提供する場合、操作者毎にパスワード、生体認証、照合者IDを設定す 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>○不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置</p> <p>住基ネットとの連携では、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転がなされないことがシステム上担保されている。</p> <p>○誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。</p> <p>○誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>住基ネットとの連携では、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転がなされないことがシステム上担保されている。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>] 接続しない(入手)	[<input type="checkbox"/>] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>④中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑤中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>⑥特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<p><花巻市における措置></p> <p>○ICカードでの認証による入退室管理及び記録を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、入退室に際しては情報システムの導入及び保守に必要な場合を除き、業務に必要な情報システムや私物の機器を部屋に持ち込んで서는ならないこととしている。</p> <p>○サーバーへのアクセスは生体認証、IDによる認証が必要としている。</p> <p>○特定個人情報の滅失防止のため、適宜バックアップを行っている。バックアップデータについては、CS端末から離れた場所で保管を行っている。</p> <p>○機器の廃棄時には磁気データ消去又は物理破壊を行っている。</p> <p>○サーバー設置場所のある建物を耐震化し、さらに長時間の停電に対応できるように自家発電装置を敷設している。(落雷等短時間の停電には、無停電電源装置等を敷設し対応している。</p> <p>○取扱区域においては、防犯カメラ及び警備会社と接続している防犯ブザーを設置して24時間監視しているほか、保管キャビネットの施錠及び鍵保管庫の施錠をしている。</p> <p>○一定時間使用がないと再度生体認証とIDが必要となる認証方法としている。</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>○中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>○中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>○中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>○導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置</p> <p>○システム上で保有する特定個人情報については、保存期間が経過後、確実に消去処理を行う。</p> <p>○申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、保存期間が経過後、焼却施設への直接搬入等により確実な廃棄を行う。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><花巻市における措置> ○花巻市情報セキュリティ対策基準において統括情報セキュリティ責任者による教育等の実施が定められており、1年に1回は全職員を対象とした情報セキュリティ研修の定期的な開催や特定個人情報取扱部署の職員を対象としたe-ラーニングの受講等、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を行っている。 ○新採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を実施している。 ○研修については、年間計画を定め、たうえで約2か月間の間に十数回の研修会を開催することで、職員の受講機会の確保を図っている。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ○中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ○中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバーにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><事務運営に関する責任者の関与の仕組> 特定個人情報ははじめとした市の全ての情報資産及び情報セキュリティにかかるリスク管理を行うため、最高情報セキュリティ責任者である情報担当副市長を委員長とした情報セキュリティ特別委員会を設置している。</p> <p><特定個人情報の適切な取り扱いに関する改善の仕組> 最高情報セキュリティ責任者の配下に置く統括情報セキュリティ管理者のもと、特定個人情報に関するリスク管理に係る監査・自己点検、教育・研修をはじめとした措置を実施し、特定個人情報や情報システムを取り扱う実施機関に対して指導や助言を行う。</p> <p><特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応> 情報セキュリティ事故対応要領により、事故発生又は発生したと思料される事案を発見、または住民等外部からの報告を受けた場合は、直ちに実施機関の情報セキュリティ管理者及び統括情報セキュリティ管理者に口頭又は電話により報告し、被害拡大防止や証拠保全等の必要な措置を講じ、実施機関の所管部長は市長、最高情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ責任者に口頭又は電話の方法により報告する。また、事故の内容、原因、被害状況、事故対応状況、再発防止策等を記載し、リスク評価フローを併せて行う形で報告書を作成し、事案の公表及び個人情報保護委員会への報告を行う。</p>	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>＜システム及びネットワークの機能により講じている措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生体認証、ユーザーIDにより、操作者の認証を行う。 ○総務省告示第334号(第6-7本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住民基本台帳システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ○正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。 <p>＜運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人確認情報の入手元は住民基本台帳システムに限定されるため、住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"> ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><システム及びネットワークの機能により講じている措置></p> <p>○宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。</p> <p>○事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民基本台帳システムに限定しており、また、住民基本台帳システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。</p> <p><運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置></p> <p>○システムの操作権限の設定を行うことで、業務に関係のない情報へのアクセスを遮断する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>○システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。</p> <p>○生体認証、ユーザーIDにより、操作者の認証を行う。</p>
その他の措置の内容	<p>○特定個人情報等の利用が適正であるものかを確認するため、特定個人情報を取扱つ部署の情報セキュリティ責任者は、定期的及び必要に応じて利用状況等の記録及び保管を行い、その記録について出力するとともに、不正な閲覧や改ざん、窃取などがないか分析・確認し、統括情報セキュリティ管理者に確認結果を報告する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>○特定個人情報の使用に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセ이버を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール [定めている] <選択肢>
 1) 定めている 2) 定めていない

ルール内容及びルール遵守の確認方法
 番号法及び関係法令の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について明確に示し、ルールに基づいた提供・移転のみを行う。

その他の措置の内容
 ○市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。
 ○相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。
 ○システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。
 ○相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。
 ○庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民基本台帳システムに限定しており、また、住民基本台帳システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。
 <運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置>
 ○サーバー室への入室権限及び特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。
 ○媒体を用いて情報を連携する場合には、情報セキュリティ管理者の承認を得たパスワード付の媒体とする。

リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている 2) 十分である
 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○不適切な方法で提供・移転が行われるリスク
 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。
 ○誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置
 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。
 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。
 ○誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置
 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。

8. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない
具体的な方法	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><花巻市における措置></p> <p>○花巻市情報セキュリティ対策基準において統括情報セキュリティ責任者による教育等の実施が定められており、1年に1回は全職員を対象とした情報セキュリティ研修の開催や特定個人情報取扱部署の職員を対象としたe-ラーニングの受講等、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を行っている。</p> <p>○新採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を実施している。</p> <p>○研修については、年間計画を定め、約2か月間の間に十数回の研修会を開催することで、職員の受講機会の確保を図っている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><事務運営に関する責任者の関与の仕組></p> <p>特定個人情報をはじめとした市の全ての情報資産及び情報セキュリティにかかるリスク管理を行うため、最高情報セキュリティ責任者である情報担当副市長を委員長とした情報セキュリティ特別委員会を設置している。</p> <p><特定個人情報の適切な取り扱いに関する改善の仕組></p> <p>最高情報セキュリティ責任者の配下に置く統括情報セキュリティ管理者のもと、特定個人情報に関するリスク管理に係る監査・自己点検、教育・研修をはじめとした措置を実施し、特定個人情報や情報システムを取り扱う実施機関に対して指導や助言を行う。</p> <p><特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応></p> <p>情報セキュリティ事故対応要領により、事故発生又は発生したと思料される事案を発見した場合または住民等外部からの報告を受けた場合は、直ちに実施機関の情報セキュリティ管理者及び統括情報セキュリティ管理者に口頭又は電話により報告し、被害拡大防止や証拠保全等の必要な措置を講じ、実施機関の所管部長は市長、最高情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ責任者に口頭又は電話の方法により報告する。また、事故の内容、原因、被害状況、事故対応状況、再発防止策等を記載し、リスク評価フローを併せて行う形で報告書を作成し、事案の公表及び個人情報保護委員会への報告を行う。</p>	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
3 送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><システム及びネットワークの機能により講じている措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○生体認証により、操作者の認証を行う。 ○総務省告示第334号(第6-7本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住民基本台帳システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ○正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。 <p><運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ○本人確認情報の入手元は住民基本台帳システムに限定されるため、住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><システム及びネットワークの機能により講じている措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ○事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民基本台帳システムに限定しており、また、住民基本台帳システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。 ○端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバー及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 <p><運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○システムの操作権限の設定を行うことで、業務に関係のない情報へのアクセスを遮断する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ○システムを使用可能な職員を特定し、業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスできるよう、アクセス権限の制御を行っている。 ○生体認証、ユーザーIDにより、操作者の認証を行う。 ○ユーザーIDのアクセス権限の設定による制御に加えて、端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバー及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ○セキュリティシステムにより、USBメモリ等外部記録媒体の使用をデバイス制御している。 ○生体認証により、操作者の認証を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○システムの操作権限の設定を行うことで、業務に関係のない情報へのアクセスを遮断する。 ○特定個人情報等の利用が適正であるものかを確認するため、特定個人情報を取扱う部署の情報セキュリティ責任者は、定期的及び必要に応じて利用状況等の記録及び保管を行い、その記録について出力するとともに、不正な閲覧や改ざん、窃取などがなく分析・確認し、統括情報セキュリティ管理者に確認結果を報告する。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
○特定個人情報の使用に関する措置 ・スクリーンセイバーを利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
-----------------------------	------------------------------------	--

規定の内容	委託業務に係る契約において、以下の事項についてを定め、委託先に対する必要かつ適切な監督を実施している。 ・委託先における特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守 ・委託先の責任体制の整備 ・委託先作業責任者の届出 ・特定個人情報の取扱区域の特定 ・委託先における教育及び研修の実施 ・特定個人情報の秘密保持 ・業務の再委託の禁止又は制限 ・特定個人情報に対するの各種の安全管理措置の遵守及び管理 ・特定個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止 ・特定個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷その他の事故の防止 ・特定個人情報の複写及び複製の禁止 ・業務終了後の特定個人情報の返還義務又は廃棄義務 ・特定個人情報の取扱い状況に関する定期報告及び緊急時報告 ・事故が発生した場合における報告義務及び被害拡大、再発防止等措置 ・上記に違反した場合の契約の解除及び損害賠償の義務に関する事項
-------	---

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
-----------------------------	---------------------------------------	--

具体的な方法	再委託の条件として、委託先は、再委託先と委託先と同様の義務を負う旨の約諾を取付けるものとし、再委託先に義務違反があった場合は、委託先が自己と同様の責任を負う。
--------	---

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	------------------------------------	--

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
---------------------	-----------	-------------------	-----------

ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び関係法令の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について明確に示し、ルールに基づいた提供・移転のみを行う。
--------------------	--

その他の措置の内容	<p><システム及びネットワークの機能により講じている措置></p> <p>○相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p> <p>○システム上、住民基本台帳システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。</p> <p>○相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p> <p>○庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民基本台帳システムに限定しており、また、住民基本台帳システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。</p> <p><運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置></p> <p>○サーバー室への入室権限及び特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。</p> <p>○媒体を用いて情報を連携する場合には、情報セキュリティ管理者の承認を得たパスワード付の媒体とする。</p>
-----------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている
-------------	-----------	-----------------------	----------	--------------

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置
相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。
- 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置
システム上、住民基本台帳システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。
- 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置
相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><花巻市における措置> ○花巻市情報セキュリティ対策基準において統括情報セキュリティ責任者による教育等の実施が定められており、1年に1回は全職員を対象とした情報セキュリティ研修の開催や特定個人情報取扱部署の職員を対象としたe-ラーニングの受講等、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を行っている。 ○新採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を実施している。 ○研修については、年間計画を定めたくえで約2か月間の間に十数回の研修会を開催することで、職員の受講機会の確保を図っている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><事務運営に関する責任者の関与の仕組> 特定個人情報ははじめとした市の全ての情報資産及び情報セキュリティにかかるリスク管理を行うため、最高情報セキュリティ責任者である情報j担当副市長を委員長とした情報セキュリティ特別委員会を設置している。</p> <p><特定個人情報の適切な取り扱いに関する改善の仕組> 最高情報セキュリティ責任者の配下に置く統括情報セキュリティ管理者のもと、特定個人情報に関するリスク管理に係る監査・自己点検、教育・研修をはじめとした措置を実施し、特定個人情報や情報システムを取り扱う実施機関に対して指導や助言を行う。</p> <p><特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応> 情報セキュリティ事故対応要領により、事故発生又は発生したと思料される事案を発見した場合または住民等外部からの報告を受けた場合は、直ちに実施機関の情報セキュリティ管理者及び統括情報セキュリティ管理者に口頭又は電話により報告し、被害拡大防止や証拠保全等の必要な措置を講じ、実施機関の所管部長は市長、最高情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ責任者に口頭又は電話の方法により報告する。また、事故の内容、原因、被害状況、事故対応状況、再発防止策等を記載し、リスク評価フローを併せて行う形で報告書を作成し、事案の公表及び個人情報保護委員会への報告を行う。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	花巻市総合政策部総務課法規文書係 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話:0198-24-2111
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示、請求、利用停止の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	花巻市市民生活部市民登録課市民登録第2係 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話:0198-24-2111
②対応方法	問合せについては、窓口や電話で受付を行い、対応記録を残す。必要に応じて、庁内横断的な連絡を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年5月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月24日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 越後 晃一	課長 平賀 公子	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年4月24日	II 特定個人ファイルの概要 1 住民基本台帳ファイル 2基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年6月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年4月24日	II 特定個人ファイルの概要 2 本人確認情報ファイル 2基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年6月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年4月24日	II 特定個人ファイルの概要 3 送付先情報ファイル 2基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月5日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月27日	I 基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ○情報提供にかかる項 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項【1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120】 ○情報照会を行わない 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ○情報提供にかかる条【1、2、3、4、6、8、10、12、13、14、15、16、20、22、23、24、25、27、28、31、32、33、37、38、39、41、43、45、47、48、50、51、53、55、56、57、58、59】	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ○情報提供にかかる項 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項【1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120】 ○情報照会を行わない 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ○情報提供にかかる条【1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の3】	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

平成30年4月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 特定個人情報ファイル名「1 住民基本台帳ファイル」5 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先6 ②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 特定個人情報ファイル名「1 住民基本台帳ファイル」5 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	追加	提供先35 市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。） 法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の74の項 提供先における用途 児童手当法による児童手当又は特定給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 特定個人情報ファイル名「1 住民基本台帳ファイル」5 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	追加	提供先39 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の85の2の項 提供先における用途 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 特定個人情報ファイル名「1 住民基本台帳ファイル」6 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先 35～37 提供先 38～57	提供先 36～38 提供先 40～59	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 特定個人情報ファイル名「1 住民基本台帳ファイル」5 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先49 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

平成30年4月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 特定個人情報ファイル名「1 住民基本台帳ファイル」5 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先58	花巻市教育委員会教育部小中学校課	花巻市教育委員会教育部学務管理課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年5月24日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	課長 平賀 公子	課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年5月24日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ① 実施日	2015/2/25	2019/5/24	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月29日	評価の再実施				5年経過前の評価の再実施
令和2年3月29日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	○情報提供にかかる条【1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、49条の2の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の3】	○情報提供にかかる条【1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49、49条の2、49条の2の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の2の2、59条の3】	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 委託事項1 ⑥ 再委託事項	住民基本台帳システムの運用・保守業務における作業者として、技術支援作業を委託	住民基本台帳システムの運用・保守業務に係る技術的実務を委託	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている(57)件 移転を行っている(24)件	提供を行っている(60)件 移転を行っている(26)件	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ② 移転先における用途	生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6 ② 移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業贈与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	評価の再実施による修正

令和2年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先7 ②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業贈与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先8 ②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業贈与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先9	建設部都市政策課	建設部建築住宅課	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先10 ②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	評価の再実施による修正

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2) 4.委託事項1 ⑤再委託の許諾方法</p>	<p>再委託については、事前の申請に基づき承認を行うが、その場合、個人情報の適正な管理について、委託先から再委託先について指導することとする。</p>	<p>再委託については、原則として禁止としているが、やむを得ず再委託する必要がある場合は、本契約書の特定個人情報の取扱いに関する特記事項において、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策、再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を委託元に申請し、その承認を得なければならないこととしている。また、委託先は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託元に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとし、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならないほか、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、委託元の求めに応じて、管理・監督の状況を適宜報告しなければならないことを定め、委託元が自ら果たすべき特定個人情報の適切な安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における承認手続きを経た後に承認することとしている。</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2) 4.委託事項1 ⑥再委託事項</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)の運用・保守業務における作業員として、技術支援作業を委託</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)の運用・保守業務に係る技術的実務を委託</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正</p>

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3) 6特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	<p>①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管している。 ②サーバーへのアクセスはID、パスワードによる認証が必要となる。</p>	<p>○ICカードでの認証による入退室管理及び記録を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、入退室に際しては情報システムの導入及び保守に必要な場合を除き、業務に必要な情報システムや私物の機器を部屋に持ち込んでいないこととしている。 ○サーバーへのアクセスは生体認証、ユーザーIDによる認証が必要としている。 ○特定個人情報の滅失防止のため、適宜バックアップを行っている。バックアップデータについては、CS端末から離れた場所で保管を行っている。 ○機器の廃棄時には磁気データ消去又は物理破壊を行っている。 ○サーバー設置場所のある建物を耐震化し、さらに長時間の停電に対応できるように自家発電装置を敷設している。(落雷等短時間の停電には、無停電電源装置等を敷設し対応している。 ○取扱区域においては、防犯カメラ及び警備会社と接続している防犯ブザーを設置して24時間監視しているほか、保管キャビネットの施錠及び鍵保管庫の施錠をしている。 ○一定時間使用がないと再度生体認証とIDが必要となる認証方法としている。</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
------------------	--	--	--	-----------	-------------------------------------

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>○対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p> <p>①住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において、届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を証明書等交付申請本人確認事務取扱要領に基づき厳格に行うとともに、届出・申請内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②住民基本台帳ネットワークシステムを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。</p> <p>③法務省からの通知は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。</p> <p>○必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p> <p>①届出・申請等の様式において届出・申請等を行う者が記載する部分は、住民基本台帳事務処理要領に掲載の参考様式をもとに、住民基本台帳業務に必要な項目のみに限っている。</p> <p>②住民票の記載等に係る住民基本台帳情報以外を登録できないことを、システム上で担保する。</p> <p>③住民基本台帳ネットワークシステムを通じての入手は必要な情報以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。</p>	<p><システム及びネットワークの機能により講じている措置></p> <p>○端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバー及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。</p> <p>○個人番号利用事務以外の事務担当者には、個人番号が含まれない画面表示にするなど特定個人情報にアクセスできないよう制御する。</p> <p>○住民基本台帳ネットワークシステムを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。</p> <p>○住民票の記載等に係る住民基本台帳情報以外を登録できないことを、システム上で担保する。</p> <p><運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置></p> <p>○システムの操作権限の設定を行うことで、業務に関係のない情報へのアクセスを遮断する。</p> <p>○住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において、届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を証明書等交付申請本人確認事務取扱要領に基づき厳格に行うとともに、届出・申請内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>○法務省からの通知は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。</p> <p>○届出・申請等の様式において届出・申請等を行う者が記載する部分は、住民基本台帳事務処理要領に掲載の参考様式をもとに、住民基本台帳業務に必要な項目のみに限っている。</p> <p>(本人または代理人からの入手) ・紙面で入手する場合、届出・申請内容につい</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
------------------	--	---	---	-----------	-------------------------------------

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3 .特定個人情報の使用 リスク1.目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>○個人番号利用事務以外の事務担当者には、個人番号が含まれない画面表示にするなど特定個人情報にアクセスできないよう制御する。 ○住民基本台帳システムには、事務に必要な情報は保有しない。 ○特定個人情報の提供、移転は、法令等に基づいたもの以外は行えないようシステム上で担保する。</p>	<p><システム及びネットワークの機能により講じている措置> ○端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバー及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ○個人番号利用事務以外の事務担当者には、個人番号が含まれない画面表示にするなど特定個人情報にアクセスできないよう制御する。 ○住民基本台帳システムには、事務に必要な情報は保有しない。 ○特定個人情報の提供、移転は、法令等に基づいたもの以外は行えないようシステム上で担保する。</p> <p><運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置> ○システムの操作権限の設定を行うことで、業務に関係のない情報へのアクセスを遮断する。 ○特定個人情報ファイルを業務端末にダウンロードしたり、電子記録媒体に複製する必要がある場合、特定個人情報を取扱う部署の情報セキュリティ責任者は、電磁的記録媒体の使用記録を記録簿に記載するほか、操作状況を記録するとともに一定期間保管を行い、定期的及び必要に応じて出力したうえで、不正な複製がなされていないか確認し、統括情報セキュリティ管理者に結果を報告する。</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
------------------	--	--	--	-----------	-------------------------------------

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2.権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p>○業務端末にファイルセキュリティシステムを設定し、使用権限を持つ職員のみセキュリティカードを用い、端末を開くことができるようにしている。 ○セキュリティシステムにより、USBメモリ等外部記録媒体の使用をデバイス制御している。 ○システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。 ○ユーザーID、パスワードにより、操作者の認証を行う。</p>	<p>○システムを使用可能な職員を特定し、業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスできるよう、アクセス権限の制御を行っている。 ○住民基本台帳はユーザーID、パスワードにより、操作者の認証を行う。 ○ユーザーIDのアクセス権限の設定による制御に加えて、端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバー及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ○業務端末にファイルセキュリティシステムを設定し、使用権限を持つ職員のみセキュリティカードを用い、端末を開くことができるようにしている。 ○セキュリティシステムにより、USBメモリ等外部記録媒体の使用をデバイス制御している。</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2.権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容</p>	<p>追記</p>	<p>○特定個人情報等の利用が適正であるものかを確認するため、特定個人情報を取扱う部署の情報セキュリティ責任者は、定期的及び必要に応じて利用状況等の記録及び保管を行い、その記録について出力するとともに、不正な閲覧や改ざん、窃取などがないか分析・確認し、統括情報セキュリティ管理者に確認結果を報告する。</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:不正な提供・移転が行われるリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報の秘密保持 ○個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷その他の事故の防止 ○個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止 ○個人情報の複写及び複製の禁止 ○業務の再委託の禁止又は制限 ○業務終了後の個人情報の返還義務又は廃棄義務 ○事故が発生した場合における報告義務 ○立入検査の実施 ○上記に違反した場合の契約の解除及び損害賠償の義務に関する事項 	<p>委託業務に係る契約において、以下の内容について記載した「特定個人情報等の取り扱いに関する特記事項」を定め、委託先に対する必要かつ適切な監督を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先における特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守 ・委託先の責任体制の整備 ・委託先作業責任者の届出 ・特定個人情報の取扱区域の特定 ・委託先における教育及び研修の実施 ・特定個人情報の秘密保持 ・業務の再委託の禁止又は制限 ・派遣労働者等に対する規程の遵守 ・特定個人情報に対するの各種の安全管理措置の遵守及び管理 ・特定個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止 ・特定個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷その他の事故の防止 ・特定個人情報の複写及び複製の禁止 ・業務終了後の特定個人情報の返還義務又は廃棄義務 ・特定個人情報の取扱い状況に関する定期報告及び緊急時報告 ・委託先及び再委託先に対する監査及び検査の実施 ・事故が発生した場合における報告義務及び被害拡大、再発防止等措置 ・上記に違反した場合の契約の解除及び損害賠償の義務に関する事項 	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
------------------	---	--	--	-----------	--

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク:不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容</p>	<p>○サーバー室への入室権限及び特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ○媒体を用いて情報を連携する場合には、パスワード付の媒体とする。</p>	<p><システム及びネットワークの機能により講じている措置> ○端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバー及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ○個人番号利用事務以外の事務担当者には、個人番号が含まれない画面表示にするなど特定個人情報にアクセスできないよう制御する。 ○特定個人情報の提供、移転は、法令等に基づいたもの以外に行えないようシステム上で担保する。 ○住基ネットとの連携では、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転がなされないことがシステム上担保されている。 ○システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。 ○住基ネットとの連携では、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転がなされないことがシステム上担保されている。</p> <p><運用管理規程等に定められた手続きで講じている措置> ○サーバー室への入室権限及び特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ○媒体を用いて情報を連携する場合には、情報セキュリティ管理者の承認を得たパスワード付の媒体とする。</p> <p>(本人または代理人への提供) ・紙面、郵送で提供する場合、届出・申請内容を</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
------------------	---	---	---	-----------	-------------------------------------

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容</p>	<p><花巻市における措置> ○サーバ設置場所への入退室には、ICカード認証を用い、さらに入退室記録(ログ)を採取している。 ○適宜バックアップを行っている。バックアップデータについては、遠隔地保管を行っている。 ○機器の廃棄時には磁気データ消去又は物理破壊を行っている。 ○サーバ設置場所のある建物を耐震化し、さらに長時間の停電に対応できるように自家発電装置を敷設している。(落雷等短時間の停電には、無停電電源装置等を敷設し対応している。</p>	<p><花巻市における措置> ○ICカードでの認証による入退室管理及び記録を行っている部屋に設置したサーバ内に保管し、入退室に際しては情報システムの導入及び保守に必要な場合を除き、業務に必要な情報システムや私物の機器を部屋に持ち込んで서는ならないこととしている。 ○サーバへのアクセスは生体認証、IDによる認証が必要としている。 ○特定個人情報の滅失防止のため、適宜バックアップを行っている。バックアップデータについては、CS端末から離れた場所で保管を行っている。 ○機器の廃棄時には磁気データ消去又は物理破壊を行っている。 ○サーバ設置場所のある建物を耐震化し、さらに長時間の停電に対応できるように自家発電装置を敷設している。(落雷等短時間の停電には、無停電電源装置等を敷設し対応している。 ○取扱区域においては、防犯カメラ及び警備会社と接続している防犯ブザーを設置して24時間監視しているほか、保管キャビネットの施錠及び鍵保管庫の施錠をしている。 ○一定時間使用がないと再度生体認証とIDが必要となる認証方法としている。</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策 9.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育啓発 具体的な方法</p>	<p><花巻市における措置> ○花巻市情報セキュリティ対策基準において教育等の実施が定められており、職員を対象とした情報セキュリティ研修の定期的な開催、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を行っている。 ○新採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を実施している。</p>	<p><花巻市における措置> ○花巻市情報セキュリティ対策基準において統括情報セキュリティ責任者による教育等の実施が定められており、1年に1回は全職員を対象とした情報セキュリティ研修の定期的な開催や特定個人情報取扱部署の職員を対象としたe-ラーニングの受講等、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を行っている。 ○新採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を実施している。 ○研修については、年間計画を定め、例えば約2か月間の間に十数回の研修会を開催することで、職員の受講機会の確保を図っている。</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策 10.その他のリスク対策</p>	<p>追記</p>	<p><事務運営に関する責任者の関与の仕組> 特定個人情報をはじめとした市の全ての情報資産及び情報セキュリティにかかるリスク管理を行うため、最高情報セキュリティ責任者である情報担当副市長を委員長とした情報セキュリティ特別委員会を設置している。</p> <p><特定個人情報の適切な取り扱いに関する改善の仕組> 最高情報セキュリティ責任者の配下に置く統括情報セキュリティ管理者のもと、特定個人情報に関するリスク管理に係る監査・自己点検、教育・研修をはじめとした措置を実施し、特定個人情報や情報システムを取り扱う実施機関に対して指導や助言を行う。</p> <p><特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応> 情報セキュリティ事故対応要領により、事故発生又は発生したと思料される事案を発見、または住民等外部からの報告を受けた場合は、直ちに実施機関の情報セキュリティ管理者及び統括情報セキュリティ管理者に口頭又は電話により報告し、被害拡大防止や証拠保全等の必要な措置を講じ、実施機関の所管部長は市長、最高情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ責任者に口頭又は電話の方法により報告する。また、事故の内容、原因、被害状況、事故対応状況、再発防止策等を記載し、リスク評価フローを併せて行う形で報告書を作成し、事案の公表及び個人情報保護委員会への報告を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
------------------	----------------------------	-----------	--	-----------	--

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策(2) 2.特定個人情報 の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>○対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は住民基本台帳システムに限定されるため、住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>○必要な情報以外を入手することを防止するための措置 総務省告示第334号(第6-7本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住民基本台帳システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。</p> <p>正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</p>	<p><システム及びネットワークの機能により講じている措置> ○生体認証、ユーザーIDにより、操作者の認証を行う。 ○総務省告示第334号(第6-7本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住民基本台帳システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ○正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</p> <p><運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置> ○本人確認情報の入手元は住民基本台帳システムに限定されるため、住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
------------------	--	---	--	-----------	-------------------------------------

令和2年3月29日	Ⅲリスク対策(2) 3.特定個人情報情報の使用 リスク1.目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>○宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。</p> <p>○事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民基本台帳システムに限定しており、また、住民基本台帳システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。</p>	<p><システム及びネットワークの機能により講じている措置></p> <p>○宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。</p> <p>○事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民基本台帳システムに限定しており、また、住民基本台帳システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。</p> <p><運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置></p> <p>○システムの操作権限の設定を行うことで、業務に関係のない情報へのアクセスを遮断する。</p>	事後	評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)
令和2年3月29日	Ⅲリスク対策(2) 3.特定個人情報情報の使用 リスク2.権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<p>○システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。</p> <p>○生体認証により、操作者の認証を行う。</p>	<p>○システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。</p> <p>○生体認証、ユーザーIDにより、操作者の認証を行う。</p>	事後	評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)
令和2年3月29日	Ⅲリスク対策(2) 3.特定個人情報情報の使用 リスク2.権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	<p>○システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</p> <p>○操作権限の設定を行う。</p>	<p>○特定個人情報等の利用が適正であるものかを確認するため、特定個人情報を取扱う部署の情報セキュリティ責任者は、定期的及び必要に応じて利用状況等の記録及び保管を行い、その記録について出力するとともに、不正な閲覧や改ざん、窃取などがなく分析・確認し、統括情報セキュリティ管理者に確認結果を報告する。</p>	事後	評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策(2) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託リスク:不正な提供・移転が行われるリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報の秘密保持 ○個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷その他の事故の防止 ○個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止 ○個人情報の複写及び複製の禁止 ○業務の再委託の禁止又は制限 ○業務終了後の個人情報の返還義務又は廃棄義務 ○事故が発生した場合における報告義務 ○立入検査の実施 ○上記に違反した場合の契約の解除及び損害賠償の義務に関する事項 	<p>委託業務に係る契約において、以下の事項についてを定め、委託先に対する必要かつ適切な監督を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先における特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守 ・委託先の責任体制の整備 ・委託先作業責任者の届出 ・特定個人情報を取扱う作業場所等の制限 ・委託先における教育及び研修の実施 ・特定個人情報の秘密保持 ・業務の再委託の禁止又は制限 ・特定個人情報に対するの各種の安全管理措置の遵守及び管理 ・特定個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止 ・特定個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷その他の事故の防止 ・特定個人情報の複写及び複製の禁止 ・業務終了後の特定個人情報の返還義務又は廃棄義務 ・特定個人情報の取扱い状況に関する定期報告及び緊急時報告 ・事故が発生した場合における報告義務及び被害拡大、再発防止等措置 ・上記に違反した場合の契約の解除及び損害賠償の義務に関する事項 	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
------------------	--	--	---	-----------	-------------------------------------

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策(2) 5.特定個人情報情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク:不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容</p>	<p>追記</p>	<p>いる措置> ○市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ○相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ○システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ○庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民基本台帳システムに限定しており、また、住民基本台帳システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
------------------	--	-----------	---	-----------	-------------------------------------

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策(2) 7.特定個人情報 の保管・消去 リスク:特定 個人情報の漏えい・滅失・ 毀損リスク その他の措置の 内容</p>	<p><花巻市における措置> ○サーバ設置場所への入退室には、ICカード 認証を用い、さらに入退室記録(ログ)を採取し ている。 ○適宜バックアップを行っている。バックアップ データについては、遠隔地保管を行っている。 ○機器の廃棄時には磁気データ消去又は物理 破壊を行っている。 ○サーバ設置場所のある建物を耐震化し、さ らに長時間の停電に対応できるように自家発電 装置を敷設している。(落雷等短時間の停電に は、無停電電源装置等を敷設し対応している。</p>	<p>○ICカードでの認証による入退室管理及び記 録を行っている部屋に設置したサーバー内に保 管し、入退室に際しては情報システムの導入及 び保守に必要な場合を除き、業務に必要な 情報システムや私物の機器を部屋に持ち込 んではならないこととしている。 ○サーバーへのアクセスは生体認証、ユー ザーID、による認証を必要としている。 ○特定個人情報の滅失防止のため、適宜バッ クアップを行っている。バックアップデータにつ いては、遠隔地保管を行っている。 ○機器の廃棄時には磁気データ消去又は物理 破壊を行っている。 ○サーバー設置場所のある建物を耐震化し、さ らに長時間の停電に対応できるように自家発電 装置を敷設している。(落雷等短時間の停電に は、無停電電源装置等を敷設し対応している。 ○取扱区域においては、防犯カメラ及び警備会 社と接続している防犯ブザーを設置して24時間 監視しているほか、保管キャビネットの施錠及 び鍵保管庫の施錠をしている。 ○離席するときは、端末に接続しているセキュ リティカードを抜き、ディスプレイをオフにするな ど、担当者以外が特定個人情報を容易に閲覧 できないようにしている。</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策(2) 9.従業者に 対する教育・啓発 従業者に 対する教育啓発 具体的な方 法</p>	<p><花巻市における措置> ○花巻市情報セキュリティ対策基準において教 育等の実施が定められており、職員を対象と した情報セキュリティ研修の定期的な開催、職員 のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対 策の重要性の周知徹底を行っている。 ○新採用職員を対象に、個人情報保護に関す る研修を実施している。</p>	<p><花巻市における措置> ○花巻市情報セキュリティ対策基準において統 括情報セキュリティ責任者による教育等の実施 が定められており、1年に1回は全職員を対象と した情報セキュリティ研修の開催や特定個人情 報取扱部署の職員を対象としたe-ラーニングの 受講等、職員のセキュリティ意識の向上及びセ キュリティ対策の重要性の周知徹底を行ってい る。 ○新採用職員を対象に、個人情報保護に関す る研修を実施している。 ○研修については、年間計画を定めたくうえで約 2か月間の間に十数回の研修会を開催すること で、職員の受講機会の確保を図っている。</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策(2) 10.その他のリスク対策</p>	<p>追記</p>	<p><事務運営に関する責任者の関与の仕組> 特定個人情報をはじめとした市の全ての情報資産及び情報セキュリティにかかるリスク管理を行うため、最高情報セキュリティ責任者である情報担当副市長を委員長とした情報セキュリティ特別委員会を設置している。</p> <p><特定個人情報の適切な取り扱いに関する改善の仕組> 最高情報セキュリティ責任者の配下に置く統括情報セキュリティ管理者のもと、特定個人情報に関するリスク管理に係る監査・自己点検、教育・研修をはじめとした措置を実施し、特定個人情報や情報システムを取り扱う実施機関に対して指導や助言を行う。</p> <p><特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応> 情報セキュリティ事故対応要領により、事故発生又は発生したと思料される事案を発見した場合または住民等外部からの報告を受けた場合は、直ちに実施機関の情報セキュリティ管理者及び統括情報セキュリティ管理者に口頭又は電話により報告し、被害拡大防止や証拠保全等の必要な措置を講じ、実施機関の所管部長は市長、最高情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ責任者に口頭又は電話の方法により報告する。また、事故の内容、原因、被害状況、事故対応状況、再発防止策等を記載し、リスク評価フローを併せて行う形で報告書を作成し、事案の公表及び個人情報保護委員会への報告を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
------------------	-------------------------------	-----------	---	-----------	--

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策(3) 2.特定個人情報 の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>○対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は住民基本台帳システムに限定されるため、住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>○必要な情報以外を入手することを防止するための措置 総務省告示第334号(第6-7本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住民基本台帳システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</p>	<p><システム及びネットワークの機能により講じている措置> ○生体認証により、操作者の認証を行う。 ○総務省告示第334号(第6-7本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住民基本台帳システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ○正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</p> <p><運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置> ○対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ○本人確認情報の入手元は住民基本台帳システムに限定されるため、住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
------------------	--	---	---	-----------	-------------------------------------

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策(3) 3.特定個人情報情報の使用 リスク1.目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>○宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ○事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民基本台帳システムに限定しており、また、住民基本台帳システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。</p>	<p><システム及びネットワークの機能により講じている措置> ○宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ○事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民基本台帳システムに限定しており、また、住民基本台帳システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。 ○端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバ及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 <運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置> ○システムの操作権限の設定を行うことで、業務に関係のない情報へのアクセスを遮断する。</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策(3) 3.特定個人情報情報の使用 リスク2.権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p>○システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。 ○生体認証により、操作者の認証を行う。</p>	<p>○システムを使用可能な職員を特定し、業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスできるよう、アクセス権限の制御を行っている。 ○生体認証、ユーザーIDにより、操作者の認証を行う。 ○ユーザーIDのアクセス権限の設定による制御に加えて、端末証明書がインストールされた特定の端末だけが特定個人情報にアクセスできるようにサーバ及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。 ○セキュリティシステムにより、USBメモリ等外部記録媒体の使用をデバイス制御している。 ○生体認証により、操作者の認証を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策(3) 3.特定個人情報情報の使用 リスク2.権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容</p>	<p>○システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ○操作権限の設定を行う。</p>	<p>○システムの操作権限の設定を行うことで、業務に関係のない情報へのアクセスを遮断する。 ○特定個人情報等の利用が適正であるものかを確認するため、特定個人情報を取扱う部署の情報セキュリティ責任者は、定期的及び必要に応じて利用状況等の記録及び保管を行い、その記録について出力するとともに、不正な閲覧や改ざん、窃取などがないか分析・確認し、統括情報セキュリティ管理者に確認結果を報告する。</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策(3) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託リスク:不正な提供・移転が行われるリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容</p>	<p>○個人情報の秘密保持 ○個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷その他の事故の防止 ○個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止 ○個人情報の複写及び複製の禁止 ○業務の再委託の禁止又は制限 ○業務終了後の個人情報の返還義務又は廃棄義務 ○事故が発生した場合における報告義務 ○立入検査の実施 ○上記に違反した場合の契約の解除及び損害賠償の義務に関する事項</p>	<p>委託業務に係る契約において、以下の事項についてを定め、委託先に対する必要かつ適切な監督を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先における特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守 ・委託先の責任体制の整備 ・委託先作業責任者の届出 ・特定個人情報の取扱区域の特定 ・委託先における教育及び研修の実施 ・特定個人情報の秘密保持 ・業務の再委託の禁止又は制限 ・特定個人情報に対するの各種の安全管理措置の遵守及び管理 ・特定個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止 ・特定個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷その他の事故の防止 ・特定個人情報の複写及び複製の禁止 ・業務終了後の特定個人情報の返還義務又は廃棄義務 ・特定個人情報の取扱い状況に関する定期報告及び緊急時報告 ・事故が発生した場合における報告義務及び被害拡大、再発防止等措置 ・上記に違反した場合の契約の解除及び損害賠償の義務に関する事項 	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策(3) 5.特定個人情報情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク:不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容</p>	<p>○サーバー室への入室権限及び特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ○媒体を用いて情報を連携する場合には、パスワード付の媒体とする。</p>	<p><システム及びネットワークの機能により講じている措置> ○相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ○システム上、住民基本台帳システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ○相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ○庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民基本台帳システムに限定しており、また、住民基本台帳システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。 <運用管理規定等に定められた手続きで講じている措置> ○サーバー室への入室権限及び特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ○媒体を用いて情報を連携する場合には、情</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
------------------	--	---	--	-----------	-------------------------------------

<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策(3) 7.特定個人情報 の保管・消去 リスク:特定 個人情報の漏えい・滅失・ 毀損リスク その他の措置の 内容</p>	<p><花巻市における措置> ○サーバ設置場所への入退室には、ICカード 認証を用い、さらに入退室記録(ログ)を採取し ている。 ○適宜バックアップを行っている。バックアップ データについては、遠隔地保管を行っている。 ○機器の廃棄時には磁気データ消去又は物理 破壊を行っている。 ○サーバ設置場所のある建物を耐震化し、さ らに長時間の停電に対応できるように自家発電 装置を敷設している。(落雷等短時間の停電に は、無停電電源装置等を敷設し対応している。</p>	<p>○ICカードでの認証による入退室管理及び記 録を行っている部屋に設置したサーバ内に保 管し、入退室に際しては情報システムの導入及 び保守に必要な場合を除き、業務に必要な ない情報システムや私物の機器を部屋に持ち 込んでおかないこととしている。 ○サーバへのアクセスは生体認証、ユー ザーIDによる認証が必要としている。 ○離席するなどして一定時間使用がないとき再 度、生体認証とIDが必要となる認証方法とし ており、担当者以外が特定個人情報を容易に 閲覧できないようにしている。 ○機器の廃棄時には磁気データ消去又は物理 破壊を行っている。 ○サーバ設置場所のある建物を耐震化し、さ らに長時間の停電に対応できるように自家発電 装置を敷設している。(落雷等短時間の停電に は、無停電電源装置等を敷設し対応している。 ○取扱区域においては、防犯カメラ及び警備 会社と接続している防犯ブザーを設置して24 時間監視しているほか、保管キャビネットの 施錠及び鍵保管庫の施錠をしている。</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>
<p>令和2年3月29日</p>	<p>Ⅲリスク対策(3) 9.従業者 に対する教育・啓発 従業者 に対する教育啓発 具体的な 方法</p>	<p><花巻市における措置> ○花巻市情報セキュリティ対策基準におい て教育等の実施が定められており、職員を 対象とした情報セキュリティ研修の定期的な 開催、職員のセキュリティ意識の向上及び セキュリティ対策の重要性の周知徹底を行っ ている。 ○新採用職員を対象に、個人情報保護に関 する研修を実施している。</p>	<p><花巻市における措置> ○花巻市情報セキュリティ対策基準におい て統括情報セキュリティ責任者による教育 等の実施が定められており、1年に1回は全 職員を対象とした情報セキュリティ研修の開 催や特定個人情報取扱部署の職員を対象と したe-ラーニングの受講等、職員のセキュ リティ意識の向上及びセキュリティ対策の 重要性の周知徹底を行っている。 ○新採用職員を対象に、個人情報保護に関 する研修を実施している。 ○研修については、年間計画を定め、たう えで約2か月間の間に十数回の研修会を開 催することで、職員の受講機会の確保を図 っている。</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)</p>

令和2年3月29日	Ⅲリスク対策(3) 10.その他のリスク対策	追記	<p><事務運営に関する責任者の関与の仕組> 特定個人情報をはじめとした市の全ての情報資産及び情報セキュリティにかかるリスク管理を行うため、最高情報セキュリティ責任者である情報担当副市長を委員長とした情報セキュリティ特別委員会を設置している。</p> <p><特定個人情報の適切な取り扱いに関する改善の仕組> 最高情報セキュリティ責任者の配下に置く統括情報セキュリティ管理者のもと、特定個人情報に関するリスク管理に係る監査・自己点検、教育・研修をはじめとした措置を実施し、特定個人情報や情報システムを取り扱う実施機関に対して指導や助言を行う。</p> <p><特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応> 情報セキュリティ事故対応要領により、事故発生又は発生したと想定される事案を発見した場合または住民等外部からの報告を受けた場合は、直ちに実施機関の情報セキュリティ管理者及び統括情報セキュリティ管理者に口頭又は電話により報告し、被害拡大防止や証拠保全等の必要な措置を講じ、実施機関の所管部長は市長、最高情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ責任者に口頭又は電話の方法により報告する。また、事故の内容、原因、被害状況、事故対応状況、再発防止策等を記載し、リスク評価フローを併せて行う形で報告書を作成し、事案の公表及び個人情報保護委員会への報告を行う。</p>	事後	評価の再実施による修正 (リスク軽減事項の追記)
令和2年3月29日	添付資料 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 移転先21		新規追加	事後	移転先の追加
令和2年3月29日	添付資料 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2) 提供先21～60 ③提供する情報	住民票情報	住民票関係情報		評価の再実施による修正
令和2年3月29日	添付資料 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2) 提供先39		新規追加		提供先の追加

令和2年3月29日	添付資料 II 特定個人情報 ファイルの概要(2) 提供先45		新規追加		提供先の追加
令和2年3月29日	添付資料 II 特定個人情報 ファイルの概要(2) 提供先59	花巻市教育委員会教育部小中学校課	花巻市教育委員会教育部学務管理課		評価の再実施による修正
令和2年3月29日	添付資料 II 特定個人情報 ファイルの概要(1) 移転先21		新規追加		移転先の追加
令和2年3月29日	添付資料 II 特定個人情報 ファイルの概要(2) 移転先23 ～26 ③提供する情報	住民票情報	住民票関係情報		評価の再実施による修正
令和5年1月26日	I 基本情報 1 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務 の内容	(略) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号 カードの交付」にかかる事務については、行政 手続きにおける特定の個人を識別するための 番号の利用に関する法律の規定による通知 カード及び個人番号カード並びに情報提供ネ ットワークシステムによる特定個人情報の提供等 に関する省令(平成26年11月20日総務省令 第85号)第35条(通知カード、個人番号カード 関連事務の委任)により機構に対する事務の委 任が認められている。そのため、当該事務を委 任する機構に対する情報の提供を含めて特定 個人情報ファイルを使用する。	(略) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号 カードの交付」にかかる事務については、行政 手続きにおける特定の個人を識別するための 番号の利用に関する法律の規定による通知 カード及び個人番号カード並びに情報提供ネ ットワークシステムによる特定個人情報の提供等 に関する省令(平成26年11月20日総務省令 第85号)第35条(通知カード、個人番号カード 関連事務の委任)により機構に対する事務の委 任が認められている。そのため、当該事務を委 任する機構に対する情報の提供を含めて特定 個人情報ファイルを使用する。 ②の届出等は、窓口、郵送及びサービス検 索・電子申請機能で受領する。	事前	事務フロー変更による修正
令和5年1月26日	I 基本情報 1 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システ ム1③他のシステムとの接続	(略) [○]その他 (住宅使用料、収納管理、滞納管理、国民健康 保険、介護保険、後期高齢者医療、国民年金、 児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て、外 国人登録、印鑑登録、選挙管理、学齢簿、総合 窓口支援、高額療養、健康管理、障害者福祉)	(略) [○]その他 (住宅使用料、収納管理、滞納管理、国民健康 保険、介護保険、後期高齢者医療、国民年金、 児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て、外 国人登録、印鑑登録、選挙管理、学齢簿、総合 窓口支援、高額療養、健康管理、障害者福祉、 サービス検索・電子申請機能)	事前	事務フロー変更による修正

